

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月25日

【会社名】 株式会社筑波銀行

【英訳名】 Tsukuba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 生田 雅彦

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市中央二丁目11番 7 号

【電話番号】 (029)821局8111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 佐藤 康夫

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東二丁目 9 番 4 号  
株式会社筑波銀行東京支店

【電話番号】 (03)3835局6031 (代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長 佐藤 光

【縦覧に供する場所】 株式会社筑波銀行東京支店  
(東京都台東区台東二丁目 9 番 4 号)  
株式会社筑波銀行松戸支店  
(千葉県松戸市北松戸二丁目 1 番 4 号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

2026年6月24日開催の当行第102期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 資本金の額の減少の件

##### 1. 資本金の額の減少の目的

今後の環境変化に対応した財務戦略上の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第447条の第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替える。なお、本件は、銀行法（1981年法律第59号）に基づく当局の許可が前提となる。

##### 2. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額48,868,341,819円のうち17,500,000,000円を減少し、31,368,341,819円とする。

##### (2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替える。

##### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年9月30日

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

生田雅彦、篠原智、岡野強志、木幡浩、岡野信裕、益子邦広、齋藤仁を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	496,283	11,940	0	(注)1	可決 97.65
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件					
生田 雅彦	449,740	59,600	0	(注)2	可決 88.29
篠原 智	449,794	59,546	0		可決 88.30
岡野 強志	474,945	34,395	0		可決 93.24
木幡 浩	490,120	19,220	0		可決 96.22
岡野 信裕	490,219	19,121	0		可決 96.24
益子 邦広	496,682	12,658	0		可決 97.51
齋藤 仁	489,197	20,143	0		可決 96.04

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。